

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員データ

区 分	かすみがうら市				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	34 人	50.9 歳	273,932 円					
調理員	27 人	51.6 歳	252,385 円	258,474 円	調理師	43.1 歳	264,900 円	1.0
用務員	4 人	54.3 歳	257,925 円	273,213 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.2
自動車 運転手	3 人	40.8 歳	244,600 円	282,833 円	自動車 運転手	43.7 歳	308,900 円	0.9

「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、公務員データにおいては、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を含んだ額であり、民間データにおいては、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれる額である。

民間データは、厚生労働省が実施している賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 16 年～平成 18 年の 3 カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上
全 体	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	3 人	5 人	4 人	6 人	13 人	0 人
調理員	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人	4 人	4 人	5 人	10 人	0 人
用務員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	3 人	0 人
自動車 運転手	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人

(3) その他給与に関する事項

給料表

かすみがうら市就業規則(かすみがうら市規則第 31 号)第 9 条に規定する給料表適用(4 級制)

一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 6 条第 1 項第 1 号口に規定する行政職俸給表(二)(5 級制)に準拠し、4 級までを使用した給料表

手当

ア 期末勤勉手当 役職段階別加算の適用を除き一般職員と同様

イ その他の手当 一般職員と同様

役職段階別加算（かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）第20条第5項及び第21条第4項）
昇給基準等

ア 昇格の基準については、一般職員の例による。（かすみがうら市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年かすみがうら市規則第35号）第8条から第12条までの規定を準用。）

イ 昇給については、毎年1月1日に、同日前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える職員については、2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

障害者の雇用を除き、職員採用を行わないことを基本とする。

3 具体的な取組内容

給与については、国、県、他の自治体の動向を注視し、また、民間と比較する中で、継続的に見直しを検討する。

平成20年度から人事評価制度を導入し、段階的に給与反映を行うこととする。

4 その他

学校給食業務については、退職者不補充とし、民間委託の導入を行っており、今後においても可能な業務については、民間委託を基本に推進していく。